

区分 大字別	世帯数	男	女	計	転出	転入	出生	死亡
赤馬場	543	1,078	1,285	2,363	8	5	0	4
中原	317	781	867	1,648	4	0	1	3
満願寺	548	1,287	1,378	2,665	14	0	0	4
計	1,408	3,146	3,530	6,676	26	5	1	11

広報ひなみわくに

昭和40年11月13日第3種郵便物認可

第 6 3 号

昭和 44 年 1 月 1 日

毎月1日発行 1部 5円

発行所 阿蘇郡南小国村役場
TEL 119・29
印刷 白石印刷美術株式会社
TEL 52 6812・4862



南小国村長

謹賀新年

祥を以て新年を迎えたことに
ことと、拝察しあ慶び申し上げます。

昨年中の村政もまことに
多事多端でありましたが大
過なく推進致して参りまし
たことは偏て皆様の御支援
御協力の賜でありまして先
づ年頭に当り深く感謝の意
を表する次第であります。

思うに昨年は明治以来百
年間の驚くべき変革、進歩
発展の過程を顧み、よって
将来への参考とし多くの示
唆を与えた意義深い
記念すべき年であります
たが、今私共は次の百年の
初頭に立つてこれから変
遷は更にその速度を早め規
模を大きくするであろうこ
とが想像せらるゝのであり
ます。こうして社会環境も
私共の生活も次第に変化を
齎しより高度の躍進が遂
げられるであります。然し
このようないくつかの現象
も結局はその中に生活する
人々の相互尊重と和と愛の
精神があつてこそ眞の幸福
であることはいう迄もない
ことであります。これな
くして平和で明るい豊かな
社会とは言ひ得ないし又互
讓協調の精神がなかつたら
社会は常に相克摩擦の繰返
しとなつて私共の生活向上
のための開発建設環境作り
も所期の目的達成が至難と
なり進歩も发展もあり得な
いあります。私はこの
ようなことに深く思いを
致し賢明なる村民の皆様と
共に物心両面の調和を基調
とした真に健全なる村造り
に邁進したいと念願致して
おります。

山村振興指定各事業の消化でありまして財政不如意の中ではありますと、何と申しましても何とか国県の高率助成の機会を逸してはならないとの考え方から万難を排してこれが推進に精魄を傾けて参りました既に通信施策としての有線放送事業（総事業費五七二万円）は農協委託によつて完成し交通施策として長年の懸案である村道手形野線（総工費六〇〇〇万円）は農業の生産基盤施策としての農免田の原満願寺線（県施工四八〇〇万円）を始めとして林構林道八線稚牛生産施設十五棟（丁賃総額一八四万円）草資源利用施設整備事業として牧柵四件農構牧道一件（総工費八三二万円）等の事業が完成又は施行中であります。更に数億の巨額を要し県において施行を担当する志賀瀬川改修は施行方法用地等の問題のため、二転三転難行を重ねましたが打切寸前漸くにして妥結に達し二年遅れ改修は施行方法用地等の問題のため、二転三転難行をあります。最も困難な問題は入合野整備事業であります、何しろ何百年来てやがて着工される見通しであります。最も困難な問題は入合野整備事業であります、何しろ何百年来の旧慣から原野の近代化高度利用化の理想に達せんとする画期的事業でありますから、難行を極めるのも無理もないことゝ存じますがこればかりは入合権と言ふ複雑な問題をかゝえている関係上集団と集団との話合い集団内部の権利調整等に皆様が大局的見地に立つて

御協力を切望するものであります。その他公共土木工事事業二件（総事業費三五二万円）も完成又は施行中であります。又文教施設新築（一五二六万円）が進められます。尚問題の村営牧場（斧隱）は經營の本来の姿である地元への委譲が妥協し自下地元の受入態勢が進行中であります。尚問題の見込みとなり、村営牧場経営十数年の苦い経験を顧み今後地元において、完全な皆さんとの協業として萬全の運営により大いに成功発展を期待致しております。尚特筆すべきは一昨年に引続き未曾有の旱魃でまたよりまして 苗の枯死から車に深酷の度を加えて中原市の原地区を始め 村内各地に飲料水が途絶し火災の危険など恐るべき不安状態に陥り遂に給水車を出動せしめ、飲料・防火用水を貯蔵するなど、一方に備え一方百姓歩にも及ぶ水田の植付不能に直面するなど、眞に憂慮に堪えない最悪事態となりましたが、絶望の直前神社の恵みによるものか折から満雨により漸くして破局を切抜けることが出来ました。このための堤水施設（共同）費等については、年末となって国の査定があり更に少額のものについては、近く県の査定を経て若干の援助がある筈であります。その外第五十五回国会において、成立した住民基本台帳法により台帳が

昭和四十四年の新春を運んで、おめでとうございま
え。昨年は、一昨年と二年連続の干ばつで、田畠が大半
に遅れ、又八月下旬から九月上旬にかけては、低温
天候不順の日が続き、一年で最も悪かったと言える
は、昭和四十年に次いで、天候も順調となり、登熟度
合も予想以上によくなかった。しかし、九月中旬頃から
天候も順調となり、登熟度合も予想以上によくなっ
たようですが、四十一年に比べては、天候も順調で、
確実に上回る豊作の年でした。これを、県下の各地と
較してみますと、昨年は得

政の推進

り 拝 祈 か 様 す っ たりで立件で昨下た不目白ははがで
するものでありまして、村のみならず、阿蘇郡を引いては、県下の高冷地の技術として、きわめて意義のあるものです。又干ばつ下における技
術策についても、役場、協、普及所の指導が誠に切であり、被害を最少限に止めることができたこと、昨年の暮、県における技術指導者会議において評価され、今後災害時における重要な指標とす
ても、稻の専門技術員より表されました。私自身、里におけるこの成果は、一倍うれしく感じました。これ、一重に米つくり活動を始められ、指導体制の方々が一体となり、組的活動の成果であると信
ります。

私も、米つくり、リーチ研修の折に、お話をいたとおり米つくりは、即人つくりである。科学的経営的にそそうして、組織活動でなければ、生産性高い、良質の米作りは、つかしいものです。その本村のリーダー研修を中心とした、米つくりが成果上げた原因でしよう。

次に、最近新聞紙上でよく総合農政、と言ふ、事を見受け、皆さんとも関心の深いことと思
す。

この総合農政なる言葉、発想の直接の原因は、前林大臣の西村さんが、米

意本體帶村意味農適度と本法の主旨と同じようでは、具体的には、どんなことが考えていますと、(1)農地法改正や、(2)農産物の長期需給見通しを立て、(3)一方、米は、増産だけでなく、良質米を高め、生産性をもって生産する等の問題になるのは、米でいうが、生産性の低いところを、他作物に転換するとしても、具体的に、総合農政の推進で、生産性の低い水田を、開拓したり、半耕半作の作物が、米のように、安価な水田を、他作物に転換するか、又転作するか、これらが価格面からも、流通面からも、一歩安定しておける所を得が増えるか、実際に転作することにより、農家の所得が増えるか、即ち、所得対策の実現に熱中したのは、國も農業生産を中心とした、生産、流通、消費の一貫した形での、これまでの農政は、これが、生産対策、構造改革策、価格政策の三者均衡とされた形で進める。いまでの農政は、(3)今までの農政は、(3)今までの農政は、(3)今までの農政は、

農政を心に對するの政策は、米の生産と供給の問題が最も重要である。この問題は、主として土地改良や、大型機械の導入による生産性の向上と、米の貯蔵・輸送などの物流の効率化によって解決されるべきである。一方で、味と生産性との兼ね合いや、資源の持続可能性への配慮など、複数の課題がある。また、農業生産の長期的視点から見ると、生産性の高い土地位を維持するためには、適度な耕作休止や、多様な生産方法の採用が求められる。しかし、これらは、必ずしも短期的な生産性向上に寄与するものではない。したがって、長期的な視点で農業を運営するには、生産性と持続可能性の両立が求められる。

専業農家でないと生まれない、即ち専業農家は、その仕事に命をかけることになるからでしょう。それともう一つ、県、市が全面的に協力体制をとっていることで、西富士の真中に、県の育成試験場や、育成牧場があり、農家と直結しています。これから総合農政の推進の中で、畜産へのウェイトは、更に大きくなっています。県では今度、阿蘇地域を中心とする高原農業開発を計画画中で、目下着々と調査を進めているところです。これは、九州農業開発基本計画にもとづくもので、九州中央高原の中でも最も広く、かつ地形的にも、草地造成上恵まれた地位にあり将来の畜産基地つくりを目指しているものです。

従来国が干拓事業を実施した如く、大規模の草地造成事業や、育成のための施設等がつくられ、そこへ、畜産専業の自立農家が入ってくるようになるでしょう。皆さん、小国の先覚者が林業の開発に努力し、今日の專業的林業が生まれた如く、私達の手で新らしい畜産を開発し、專業的畜産を確立することが、現在の私達に与えられた使命ではないでしょうか。

米づくりで示した力を、更に畜産部門に適用し、所得政策的畜産つくりを強力に推進する時期がきたようです。

互譲妥協の精神により、田満なる話し合いの成立と協力がなければ到底実現は不可能であります。現段階においては、波居原田の原地匡大字赤馬場地区の実測を終了した程度であります。これに要する経費の補助は、今年度（三月末日）限りであり、事業成功が危ぶまれております。たとえ整備が成功に至らずとも各集団の実測だけでもこの際終つておることは、皆様が使用される原野の実態が明らかとなつて将来何かと利便が齎らされるものと思いますので、何卒余すところ僅かな

化
大なる御支援、御鞭撻を蒙ら
ただいております私とし
ただいております私とし
に鞭打ちながら全力を傾
して奉仕致したい覚悟で
ざいます。何卒この上と
御協力を賜わりますよ
お願ひ申上げる次第であ
ります。

も、生産は毎年伸びてきて、年作でも、一、四〇〇万トン以上とれるようになり、一方消費は、横ばい状態で一二〇〇万トンぐらいで差引二〇〇万トン近くがあるようになり、又米価は生産者米価の方が消費者米価より高くなる逆で、毎年食管会計は、四〇〇億円程赤字となつて、おり、国の財政を圧迫すると言つことから、米の生産をおさえる方向として考えたものであり、考へたことは、(1)食糧として從来米に重点がおかれたが、今後は、食糧全体を需要

平野が余るところが、最後に競争もでてきましょ。なるでしようし、産地問答で、うまい米を、安く牛乳ができるところが、幸い、小国地方の米は、質的にも、さきに述べたように、良質米とのとくに、技術が確立しました。味方も、日本晴、クジュウ、黄金錦、農林二三号、等好評の品種とされており、この点最も不評品種が少く、をめている平坦地に生誠に優利であります。唯生産性の方になります。

牛をかかえ、ジャージーと
心中する以外には、何もす
ることは、できなかつた。
現在では、ジャージーとホ
ルスタイン半々で仲よく、
見事に改良管理された牧場
の中にいるのをみてきまし
た。

この西富士の人達が偉い
と思いましたのは、経営合
理化の知恵です。草地改良
についても、飼育管理にして
も、最も合理的、経営的に
西富士に適合した方法を自
分達の知恵で編みだしてい
る。この経営の知恵が、今
日の西富士酪農を成功させ
た唯一の原因であると思ひ

入会権の実体と問題点

近代化法及び南小国村有
林野土地等整理要綱解説

三 管

司

(4)

- (2) 入会権者
第二条第一項において、
『入会権者』とは、入会権
に基いて、使用又は収益を
する『個人』である。入会
権は、集団・總体の有する権利
で、その管理・処分の機能は、
その集団(組合等)にある
が、林野を現実に使用し、
またはそこから利益を収益
するには、その集団を構成
する個人である。一般的にこ
のような権利の形態を学説
では『総有』と称して、近
代法上の『共有』とは区別
している。

法にいう入会権者が『個
人』であるというには法人
であるというには考えら
れないという意味である。
入会権そのものは団体的
権利であり、入会権を有し
ているものは、入会集団で
ある。個人は集団の有する
権利で、入会権を有し
てはいるが、林野を現実に使
用又は収益している者はも
とより、現に使用し、又は
取引していなくとも将来に
おいて使用又は収益するこ
とのできる者も含んでいる。
そこに共有権との大きな相
違がある。

入会権を有する者は、
入会権に基づいて使用又は
収益を行っているのである。
そこに入会権者とは、使
用又は収益している者はも
とより、現に使用し、又は
取引していなくとも将来に
おいて使用又は収益するこ
とのできる者も含んでいる。
本村で多くの例を見るが如
く、現在は、非農家であつ
ても、その必要を生じたと
きいつでも慣習に従つて使
用権が発生することは当然
である。しかし問題となる
点を指すれば次のとおり
である。

第一に、入会権は『家』
ごと『戸』ごとに一つの入
会権が認められるのが普通
である。ところによつて、
入村した者(新戸)分家し
たものには権利を認めない
か、あるいは制限を付して
認める場合もある。

第二に、離村したものに
といふべきであろう。

- は認めないのが普通である
(3) 入会林野整備
第二条第二項において、
『入会林野整備』とは、そ
の入会林野の上に存する入
会権を消滅させ、それと同
時に、入会権者のために、
所有権を移転し、地上権、
賃借権などの新たな権利を
設定し、これと矛盾する第
三者のための権利を消滅さ
せるものである。すなわち
林野等に係る権利関係を近
代化することである。

第二条第三項においては、
『旧慣使用権』を地方自治法
に委ね、單に、同法第二
三八条の六に規定する権利
である、としている。これ
は入会権と異なつており、
入会権が民法上の『私権』
であるのに、旧慣使用権は
公法である地方自治法上の
『公権』であるとされてい
る。私権と公権との関係を
どのように考えるのかは、法
律論の高い次元の問題であ
り、いまここで述べること
をしない。しかし法律上
の取扱いが、これによって
どうのような相違があるかを
みると、その一つの現われ
として、いまここで述べること
をしない。

第三八条の六
旧来の慣行により市町村
の住民中特に公有財産を
使用する権利を有するもの
があるときは、その旧慣
によつては、議決によって
その旧慣は市町村議会の
議決を経ることによつて、
市町村住民の権利であるこ
とが、明らかである。しか
れども、この日表彰された
のは四氏、三団体でしたが
竹の熊の穴井くみ子さん
の心臓手術のために、村ぐる
みの献血運動の原動力とな
った、南小国村消防団が、
この栄ある受賞を受けまし
た。この受賞の陰には竹の
熊部落の方々をはじめ、村
民全員が一致協力した善
行が認められたものであり
ます。

まず熊田熊日事業部長が
各受賞者の善行を紹介した
あと、伊豆熊日社長が受賞
者一人ひとりの胸に「愛の
ともしび」をかたどった緑
のリボン賞をかけ、「人々の
心にともしびをともし、世
の中を明るくしたあなた
の美しい愛と献身のために」
と書いた表彰状、金一封が
贈られました。

このあと伊豆社長より
「皆さんの美しい行為は混
ったる世情に光明を与えた
暗夜のともしびとも言え
よう。静かな池に石を投げ
た。あなたの掛け金と、そ
の半分にあたる額を国が出
す。ところお手数ですが該當調
査事項についてご記入の
上、指定された期日までに
調査員に提出するようお願
いいたします。

二月三十一日現在で工業統
計調査を実施し、そのたび
ご承知のようにこの工業
統計調査は、わが国の工業
の実態を明らかにするため
に、製造業に属する事業所
の調査結果は、工業統
計速報および工業統計表と
共に、本社・本店等の全事業所
について調査する国的重要
な統計であります。

この法律においては、
通商産業省では、毎年十
二月三十一日現在で工業統
計調査を実施し、そのたび
ご承知のようにこの工業
統計調査は、わが国の工業
の実態を明らかにするため
に、製造業に属する事業所
の調査結果は、工業統
計速報および工業統計表と
共に、本社・本店等の全事業所
について調査する国的重要
な統計であります。

この法律においては、
通商産業省では、毎年十
二月三十一日現在で工業統
計調査を実施し、そのたび
ご承知のようにこの工業
統計調査は、わが国の工業
の実態を明らかにするため
に、製造業に属する事業所
の調査結果は、工業統
計速報および工業統計表と
共に、本社・本店等の全事業所
について調査する国的重要
な統計であります。

この法律においては、
通商産業省では、毎年十
二月三十一日現在で工業統
計調査を実施し、そのたび
ご承知のようにこの工業
統計調査は、わが国の工業
の実態を明らかにするため
に、製造業に属する事業所
の調査結果は、工業統
計速報および工業統計表と
共に、本社・本店等の全事業所
について調査する国的重要
な統計であります。

この法律においては、
通商産業省では、毎年十
二月三十一日現在で工業統
計調査を実施し、そのたび
ご承知のようにこの工業
統計調査は、わが国の工業
の実態を明らかにするため
に、製造業に属する事業所
の調査結果は、工業統
計速報および工業統計表と
共に、本社・本店等の全事業所
について調査する国的重要
な統計であります。

この法律においては、
通商産業省では、毎年十
二月三十一日現在で工業統
計調査を実施し、そのたび
ご承知のようにこの工業
統計調査は、わが国の工業
の実態を明らかにするため
に、製造業に属する事業所
の調査結果は、工業統
計速報および工業統計表と
共に、本社・本店等の全事業所
について調査する国的重要
な統計であります。

この法律においては、
通商産業省では、毎年十
二月三十一日現在で工業統
計調査を実施し、そのたび
ご承知のようにこの工業
統計調査は、わが国の工業
の実態を明らかにするため
に、製造業に属する事業所
の調査結果は、工業統
計速報および工業統計表と
共に、本社・本店等の全事業所
について調査する国的重要
な統計であります。

この法律においては、
通商産業省では、毎年十
二月三十一日現在で工業統
計調査を実施し、そのたび
ご承知のようにこの工業
統計調査は、わが国の工業
の実態を明らかにするため
に、製造業に属する事業所
の調査結果は、工業統
計速報および工業統計表と
共に、本社・本店等の全事業所
について調査する国的重要
な統計であります。

この法律においては、
通商産業省では、毎年十
二月三十一日現在で工業統
計調査を実施し、そのたび
ご承知のようにこの工業
統計調査は、わが国の工業
の実態を明らかにするため
に、製造業に属する事業所
の調査結果は、工業統
計速報および工業統計表と
共に、本社・本店等の全事業所
について調査する国的重要
な統計であります。

熊日緑のリボン賞受賞
河津 植 檜



榮誉に輝く消防団

熊日緑のリボン賞受賞
南小国消防団長 河津 植 檜

熊日

共同募金に御協力
ありがとうございました。

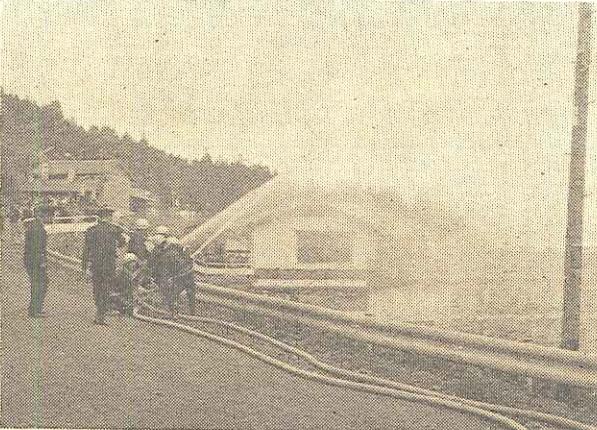
部落名	金額	部落名	金額
中寺熊組々	1,800	賀田轟原宅	1,000
田千竹上上	1,600	古中田矢中	1,700
光の町町	3,010	湯尻田原住	1,900
上本本下下	2,600	志元荒荒動	800
赤脇矢矢杉	2,500	賀荒倉倉目	700
馬津津田	1,500	童形津津津	500
杉鬼鬼森黒	1,500	子野下中上	900
中布本馬戸	1,800	志手志志志	300
新新新中滝	1,150	扇扇立小矢	1,100
和和瓜米米	1,600	星永吉小白	600
落相地坂澗	1,400	黒大田高長	500
平樋湯湯	1,400	川山原花迫	4,600
上上山園原	900	谷の原	1,200
馬場	400	鬼陳波瀬南議	1,200
組々田口	1,600	小国林産組合行	1,100
町町杉の	1,700	旭相互銀銀行	1,100
田田上山	1,100	肥後相互銀銀行	1,100
見本原下下	1,200	熊本相互銀銀行	1,200
の感の田	1,560	油屋百貨店	2,200
の田田	1,410	南小国役場同	600
の田田	1,650	一員小国郷20日会	1,000
合計		137,690円	昭和43年12月15日現在

皆様の善意によるこの共同募金を早速県共同募金会に送金致しました。尚婦人会の方にお願い申し上げてあります歳末助賃金とこの共同募金の35%の配分金と共に村内の、歳末助賃金として支出いたします。

こんご共御協力方よろしくおねがい申し上げます。



写真は牧柵の設置状況



瀬の本館での消防訓練

近年の火災発生状況は、ますます拡大化する傾向にあります。一般家庭はもちろんのこと、温泉地、観光地の宿泊施設等の火災が特に多くなっております。

このため本村では、去る十一月二十七日に黒川温泉の瀬の本館及び瀬の本の瀬の本高原ホテルにおいて、避難誘導訓練（適格な連絡）を実施しました。これには熊本県防火課及び県阿蘇事務所、小国警察署のご協力をいただき、南小国村消防団からも、団長をはじめ各分団長も、団員ならびに機動分団員の出動により、実際の火災現場を想定し、宿泊客の避難誘導訓練を実施しました。

許すまじ有馬温泉の一の舞

「黒川・瀬の本で温泉地避難訓練」

消火器も、この際よく点検して、使用方法なども家族全員が知っているようにいたしました。

役場 総務課

員が知っているようにいたしました。

宮崎氏が満洲開拓義勇軍に入つて終戦後シベリア抑留から帰還した折の思想の変化について憂慮した下城K氏は宮崎氏の家を訪れることが多いです。

冬期間は特に火気の使用的機会が多くなります。私たちが日常生活を営んでいた場合において、最も身近な災害ともいべき火災は出火原因のうちでその主なものをおげますと、「たばこ」「こんる」などがあげられますことから、これらの火災数が増加する結果となっています。この点でも社会一般の火災予防に対する歓心を一段と強める必要があることが如実に示されています。

このようなことから、気のゆるみやすい正月には、格段の注意が必要です。明るく、よりよい村づくりをするために、村民一人一人が火災予防に心掛けましょう。また各家庭で備えつけられています。

このようなことから、気のゆるみやすい正月には、格段の注意が必要です。明るく、よりよい村づくりをするために、村民一人一人が火災予防

